

◎原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案 新旧
 ○原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百四十七号)
 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 原子力損害賠償責任(第三条―第五条)</p> <p>第三章 損害賠償措置</p> <p>第一節 損害賠償措置(第六条―第七条の二)</p> <p>第二節 原子力損害賠償責任保険契約(第八条―第九条の二)</p> <p>第三節 原子力損害賠償補償契約(第十条・第十一条)</p> <p>第四節 供託(第十二条―第十五条)</p> <p>第四章 国の措置(第十六条・第十七条)</p> <p>第五章 原子力損害賠償紛争審査会(第十八条)</p> <p>第六章 雑則(第十九条―第二十三条)</p> <p>第七章 罰則(第二十四条―第二十六条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。)の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>一 四の二 (略)</p> <p>五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の廃棄</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 原子力損害賠償責任(第三条―第五条)</p> <p>第三章 損害賠償措置</p> <p>第一節 損害賠償措置(第六条―第七条の二)</p> <p>第二節 原子力損害賠償責任保険契約(第八条・第九条)</p> <p>第三節 原子力損害賠償補償契約(第十条・第十一条)</p> <p>第四節 供託(第十二条―第十五条)</p> <p>第四章 国の措置(第十六条・第十七条)</p> <p>第五章 原子力損害賠償紛争審査会(第十八条)</p> <p>第六章 雑則(第十九条―第二十三条)</p> <p>第七章 罰則(第二十四条―第二十六条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。)の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>一 四の二 (略)</p> <p>五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。)の廃棄</p> <p>2 4 (略)</p>

(無過失責任、責任の集中等)

第三条 (略)

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に書面による特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

(被害者に重大な過失がある場合における損害賠償の額の算定)

第四条の二 第三条の場合において、被害者に重大な過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

(求償権)

第五条 第三条の場合において、他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。)は、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し書面による特約をすることを妨げない。

(責任保険契約の解除の制限)

第九条の二 保険者は、責任保険契約を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならない。

3 責任保険契約の解除は、文部科学大臣が当該解除に係る第一項の規定による届出を受理した日から起算して九十日の後に、

(無過失責任、責任の集中等)

第三条 (略)

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

(新設)

(求償権)

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

(新設)

将来に向かつてその効力を生ずる。

4 核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

5 前二項の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。

附 則

(他の法律による給付との調整等)

第四条 (略)

2 原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合において、他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。)は、当該従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、当該自然人に対して求償権を有する。

附 則

(他の法律による給付との調整等)

第四条 (略)

2 原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、当該従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、当該第三者に対して求償権を有する。

○ 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一～三 (略)

一～三 (略)

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十八条第二項において「規制法」という。）第二十一条の二、第三十五条、第四十三条の三の二十二、第四十三条の十八、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十七条第二項において「規制法」という。）第二十一条の二、第三十五条、第四十三条の三の二十二、第四十三条の十八、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。

2 (略)

2 (略)

（補償契約の解除の制限）

（新設）

第十六条 核燃料物質等（賠償法第二条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。）の運搬に係る補償契約については、政府は、第十四条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

（過怠金）

（過怠金）

第十七条 (略)

第十六条 (略)

（業務の管掌）

（業務の管掌）

第十八条 (略)

第十七条 (略)

2 文部科学大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除につ

2 文部科学大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除につ

いては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の運転、加工（規制法第二条第九項に規定する加工をいう。）、再処理（規制法第十条に規定する再処理をいう。）、使用済燃料の貯蔵（規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。）又は核燃料物質等の廃棄（規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。）に係るものにあつては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものにあつては国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

（業務の委託）
第十九条（略）

いては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の運転、加工（規制法第二条第九項に規定する加工をいう。）、再処理（規制法第十条に規定する再処理をいう。）、使用済燃料の貯蔵（規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。）又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄（規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。）に係るものにあつては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものにあつては国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

（業務の委託）
第十八条（略）

